

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## あいつぐ夜間定時制廃止により通学可能な学校がなくなる

定時制・通信制過程への入学を希望する生徒が年々増えている。リーマンショック以降、経済的な理由から定時制・通信制過程を選択した生徒も少なくない。また、定時制・通信制過程には不登校、発達障害など様々な困難を抱えた特別な教育的支援が必要な生徒も学んでいる。

生徒たちは、定時制・通信制高校のきめの細かい指導や温もりのあるアットホームな雰囲気の中で、人と人との関係を広げ、自信を深め、自己肯定感を育んでいる。

茨城県教育委員会は2010年5月の「第2次県立高校再編整備計画の前期実施計画」において、水海道一高と日立一高の夜間定時制の廃止（2012年度募集停止）を発表した。

県西地区では、これまでに境高校、岩井高校、下妻一高、そ

して2011年春には下館一高の夜間定時制が廃止された。関東鉄道常総線沿線に残っている夜間定時制は水海道一高ただ一校だけになった。もし、「前期実施計画」どおりに水海道一高夜間定時制が廃止されると、県西地区の常総線沿線には夜間定時制を希望する生徒が通える学校がまったくなくなってしまう。

「前期計画」では荃崎高校をフレックススクール（3部制定時制）に改編するとしているが、地理的に県西地区常総線沿線の生徒が通える場所ではない。荃崎高校はもよりの牛久駅からは相当の距離があり、バス路線も少なく、夜間定時制の生徒が通えるような場所ではない。

これまでの統廃合により、学校のある市以外から通学する生徒が65%を超え、20km以上の遠距離通学の生徒もいる。中学校を卒業したばかりの生徒が、

夜9時過ぎに90分以上かけて帰宅することになる。これは放置してよいものではない。

水海道一高夜間定時制は、県教育委員会が2012年度からの募集停止を発表したにもかかわらず、2011年度40人の募集に対して、募集人数以上の41名が入学している。夜間定時制で学ぶことを希望する生徒は減少していないのだ。

東日本大震災による経済状況のさらなる悪化で、夜間定時制高校への入学希望者が増えることが予想される。夜間定時制高校廃止を強行することは、憲法に保障されたすべての人が等しく学ぶ権利を蹂躪し、「教育の機会均等」の原則を大きく損なうものである。

茨高教組は夜間定時制高校の統廃合の白紙撤回を求める署名活動を開始した。■

## 定時制栄養士が“デリバリー方式給食” 反対署名活動

8月27日、水戸駅南口において、夜間定時制高校に勤務する栄養士と教員等13名が、夜間定時制の自校方式給食を守るための署名活動を行った。

茨城県教育委員会は財政削減のみを理由に、2012年度から

夜間定時制の自校方式の給食を外部委託宅配弁当の「仕出し弁当（デリバリー）方式に変更することを検討している。

当日、栄養士さんたちはマイクをにぎり、「自校で調理した栄養バランスのとれた給食を守っ

てほしい」、「弁当にして安くしようとするれば、添加物が心配」、「様々な困難を抱えた定時制の生徒に一日一食だけでも、あたたかなごはん味噌汁の食事をとってほしい」と、市民・県民に訴えた。多くの市民が署名に

## 県央・県南の障害児学校で深刻な芝生の汚染

### 各市で独自除染の一方で県立学校児童の被曝対策怠る県教育庁

8月25日、茨城県高等学校教職員組合は、茨城県教育委員会に対して霞ヶ浦聾学校・土浦養護学校・美浦養護学校・伊奈養護学校の4校の芝生の一部を張り替えるよう申し入れた。

茨城県高等学校教職員組合は、6月末以来、県立高等学校・県立特別支援学校における放射線量の独自測定をおこなっている。目的は、校内において放射性物質が堆積している箇所を見つけ出して除染を実施し、児童・生徒の被曝（外部被曝・内部被曝）を低減することである。測定結果にもとづき、各学校において除染活動がおこなわれている（猿島高校について前号記事参照）。

しかし、一部の障害児学校の校舎前庭・中庭の芝生の汚染が深刻であり学校独自の張り替えは困難であるので、ただちに茨城県教育委員会として張り替えを実施するよう申し入れた。

#### 1 茨城県高等学校教職員組合による独自測定の趣旨

茨城県教育委員会が県立の高等学校・特別支援学校の放射線量測定を

賛同し、2時間弱で250人が署名に応じた。

茨高教組は「茨城の定時制通信制教育を語ろう会」に結集する栄養士・教職員などとともに、生徒の顔を見ながら調理することのできる自校方式の給食を守るために、署名、県議会請願、県教委交渉などできる限りのとりくみをすすめていく。■

おこなったのは福島第一原発の原子力緊急事態発生から3か月近く経過した後の6月7日-10日であり、しかも校庭の中央付近5か所だけを高さ1mで測定し（「サイコロの五の目」）、文部科学省が4月19日付けで福島県内の学校の設置者等に示した「暫定的考え方」における3.8μSv/hを下回っているから何の問題もないとし、除染などの被曝軽減措置を一切講じていない。福島県に関してすら違法で無効な通達を口実に、一切の対策を拒否しているもので、許されるものではない。

国と多くの地方行政当局・地方教育行政当局は、児童・生徒の放射線被曝回避のための行動を怠っている。というより、一連の経緯から明らかのように行政機関はたんに何かを「怠っている」のではない。汚染の程度を小さくみせること、いかなる対策も立てないこと、これが行政機関の基本姿勢である。したがって、茨城県高等学校教職員組合は、放射線測定機器を購入し独自に測定を実施し除染活動を促進する必要があると判断した（現在、4台所有）。

#### 2 放射線量測定結果の概要

茨城県高等学校教職員組合は、行政機関の測定により相対的に線量が高かったところを中心に、6月28日から8月24日までの間に全121校中44校の測定をおこなった。低年齢の児童が在籍する養護学校については20校中18校の測定を実施した（茨城県高等学校教職員組合のウェブサイトに掲載。www.mito.ne.jp/~iba-kou/sokutei.htm）。

(1) 汚染状況は地域により異なる  
県内の汚染状況は5月中旬までは

ほとんど知られていなかった。茨城県庁が5月12日に県南・県西部にモニタリングカーを派遣して市町村役場駐車場で高さ2.5mの空中放射線量を測定したこと、また茨城県庁が、堀場製作所から寄贈された放射線量測定器を5月10日と23日の2回に分けて県内全市町村に配布し、各市町村役場が学校等の測定データを発表しはじめたことで、従来千葉県北西部の東葛地方について言われていた「ホットスポット」が茨城県内にも連続的に存在していることが判明した。これらは、3月22日の降雨による降下が原因とされている。

(2) 汚染状況は学校によって異なる  
校内での放射線量のパターンはさまざまである。汚染の程度の高低や分布は学校ごとにことなる。校庭の1mの値が同程度であっても、校内の汚染状況は異なる。単純化して割り切った説明をおこなうことはできない。文部科学省や地方行政当局が、詳細な測定もしないで一律の基準（「暫定的考え方」における3.8μSv/hとか、土壌改良のための補助金を支出する1μSv/hなど）を設けたのは非現実的で完全に誤っている。

(3) 学校内における放射性物質の分布は様ではない

県内の汚染が様でなく、学校により状況が異なるように、概ね3ヘクタールから6ヘクタール前後（農業高校では十数ヘクタール）の広さをもつ学校敷地内での汚染状況も、決して様ではない。3月22日の降雨で降り積もった放射性物質が、以降の降雨や風、さらに人の活動によって拡散・飛散・移動・集積した結果である。

行政機関による測定は校庭の土の

部分だけを、地上1mないし50cmで測定するものであるが、これでは校内での分布の偏りはほとんど検出できず、校内の「ミニ・ホットスポット」の存在を見逃す結果になる。このような測定は除染には役立たず、汚染の恒久化による児童・生徒の被曝を促進することになる。

**(4) 建物内は数値が低い(学校内の特徴点1)**

鉄筋コンクリート造の校舎内は、概ね0.10から0.15 $\mu$ Sv/h程度である。校舎外が0.5 $\mu$ Sv/hであっても、0.2 $\mu$ Sv/hであっても室内はほとんど同じである。鉄筋コンクリート造の建物内にいることは被曝回避のうえではおおいに効果的であるといえる。ただし、教室などで窓の開放や頻繁な人の出入りにより、建物の外とほとんど同値となることもある。

なお、文部科学省は鉄筋コンクリート造の建物内は屋外の十分の一になると言っているが、これも測定もしないでまったく不正確なことを言っているにすぎない(本紙第1036号参照)。

**(5) 雨樋の下や側溝が汚染されている(学校内の特徴点2)**

3月22日に降った放射性物質のうち、屋根に降ったものが当日かその後の雨で洗い流された。それらは雨樋から側溝・暗渠に入って一部はそこにとどまり、一部は下水道に入った(下水処理場の汚泥の汚染)。

雨樋が側溝・暗渠に流されるのではなく、舗装面や地面に直接流された場合はその場所を汚染している。とくに雨樋から土や植込み・芝生などに流れる場合には、深さ十数cmから30cm程度が著しく汚染される(例：牛久高校の雨樋下芝生で11.04 $\mu$ Sv/h)。

**(6) すべり台の汚染(学校内の特徴点3)**

すべり台の斜面(金属ないし平滑なコンクリート)に降った放射性

物質は洗い流されて、真下の砂や芝生にきわめて高線量の部分を作り出す。しかも、そこは園児・児童が滑り降り、手をつき、砂などを巻き上げるので、きわめて危険である。

**(7) アスファルトやコンクリート舗装面にはミニ・ホットスポットがたくさんある(学校内の特徴点4)**

土の校庭より値が低い場合もあるが、逆に舗装面の方が値が高いところが多い。アスファルトやコンクリート舗装の表面の無数の凹凸、さらに目地や割れ目・継目に、相当量の放射性物質を含んだ土砂が滞留していて、これらが概ね高い放射線量を示す。

汚染物質が地面に一樣に分布しているのであれば、高さ1mで測定しても地表面をじかに測定しても同程度の数値になるが、特に、目地や継目に土や砂がたまっている場合には、漫然と高さ1mで測定してもほとんどわからない。“まだら”に分布している場合には、線量計をじかに置いて細かく測定しないとほとんどみつけられない(土や芝でも同様)。

舗装面にたった土砂が放射性物質を多量に含んでいる場合、この5か月ほどの間に雨や風、車や人による移動を繰り返した結果そこにあるのであり、いったん凹部や窪み・目地に入り込んでしまった土砂は、今後は相当期間にわたってそこに止まることになるだろう。障害児学校の場合、土や砂に興味関心をいだく子どもも多く、舗装面にたった土砂で遊んでしまうことが考えられるので、早急に除去する必要がある。

「放射性セシウムは、アスファルトやコンクリートにとどまり難く、土壌の粘土質に沈着する特性がある。」(つくば市放射線対策懇話会、2011年7月。http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/dbps\_data/\_material/\_localhost/kan003/230801-housyasenn-kennkai-ikenn.pdf) とするこれまでの通説は、学校等の汚染の実態を見逃している。

**(8) 土のグラウンドの放射線量は低下傾向にある(学校内の特徴点5)**

土のグラウンドは、一般的には雨樋下やアスファルトやコンクリートの「ミニ・ホットスポット」を形成していない。流動・飛散したり(飛来することもあるが)、さらに日々のグラウンド整備や客土により、おおむね均一な分布を示すことが多い。

ところが、グラウンド整備される部分から外れた周縁部では、途端に線量が上昇する。そこが草地になっているとさらにその傾向が強い。

**(9) 芝生の汚染が深刻である(学校内の特徴点6)**

校舎の前庭や中庭につくられた芝生は、土のグラウンドと比べて、一樣に高い数値を示す。土のグラウンドのように、土の移動や客土、風雨や人の動きによる飛散がほとんどないことによると思われる。

さらに校舎の周囲の犬走りやテラスからの雨水の流下により、すべり台下の砂場・芝生と同様の現象が起きて、部分的に放射性物質が集中して堆積する「ミニ・ホットスポット」を形成していることが多い。

とくに、障害児学校の場合、かなりの面積の芝生の前庭・中庭が設けられている。そして授業や休み時間に前庭・中庭を利用することが多く、日常的に児童・生徒が活動する場所になっている。高校などでは、校舎から直接出られないようになっているのが通例で、生徒が利用・滞在することはあまりないのとは対照的で、障害児学校の芝生は児童・生徒が教室から直接出られるように設計されており、実際によく利用されている。

**(10) 半減期の問題**

3月22日の降雨により降下した放射性物質は、ヨウ素とセシウムが多くを占めていたとされる。放射性ヨウ素の半減期は8.02日であり、茨城県庁と市町村役場による測定が

実施された5月中旬、茨城県教育委員会が測定をおこなった6月上旬には、半減期の6倍ないし8倍以上が経過していた。放射性ヨウ素はほぼ消滅し(64分の1ないし256分の1)、その分放射線量が低下しているものと思われる。3月末、4月ころの放射線量は現在より相当高かったものと思われる。行政機関が2か月も測定を怠ったことは、この点からもきわめて問題である。

**3 当面必要とされる措置**

**(1) 校内の「ミニ・ホットスポット」の除染**

各学校において緊急に除染措置をとることが求められている。

校内の「ミニ・ホットスポット」のうち、舗装面については、土砂やコケの除去により比較的容易に除染

することができる。舗装面の土砂は学校ごとに対処することも可能である。雨樋下については、学校ごとに対処できる場合もあるが、取り除くべき土砂の量が膨大である場合には、専門の業者によるべきであろう。側溝の泥についても、取り除くべき土砂の量が膨大であるので、専門の業者によるべきであろう。

危険性・困難性の高い作業については、茨城県教育委員会として専門の業者に委託するなどの措置を講ずることが求められる。除去した土砂の処理についても措置することが必要である。なお、「ミニ・ホットスポット」の探索、作業前後の線量測定のために、各学校に放射線量計を配置するよう措置すべきである。

**(2) 障害児学校の芝生の張り替え**

芝生については、一般に土のグラ

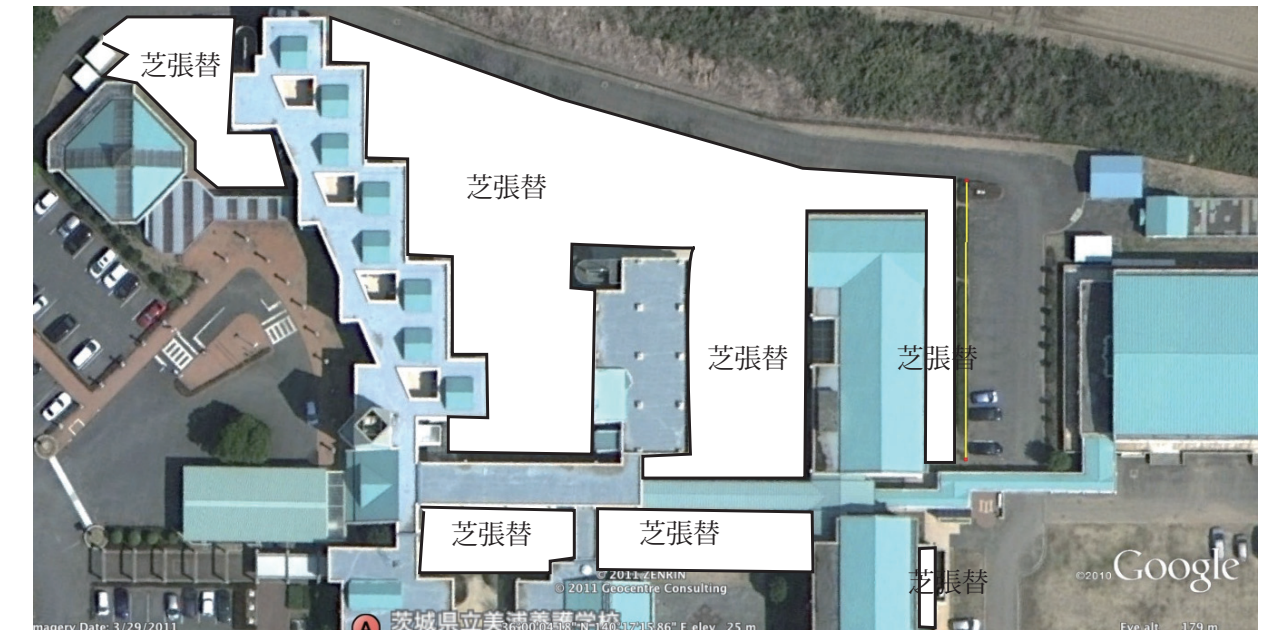
ンド以上に汚染されている(各測定例を参照。とくに石岡第一高校の第二農場での測定結果を参照)。芝刈りをおこなっても線量の大きな低下は認められない。放射性物質が付着している土だけを取り除くことも不可能である。

高校等であれば立入制限措置をとっても教育活動上さほどの支障は生じないが、前述のとおり、障害児学校の場合、校舎から直接出入りできる場所に設置され、授業や休み時間をとわず日常的に児童・生徒が滞在する機会が多いので、ことなつた対応が求められているといえる。

このうち、特に問題となる4校については校舎前庭および中庭の芝生の張り替えをおこなうべきである。

これらの学校が所在する県央・県南の各市(牛久市、守谷市、龍ヶ崎市、取手市、つくばみらい市)においては、幼稚園・小学校などの除染をおこなっている(牛久は地表面測定値0.3 $\mu$ Sv/h以上の全地点対象)。同じ年齢層の児童が在学していながら、市立学校では除染が実施され、茨城県教育委員会管轄の障害児学校だけが取り残されて良いはずはない。■

	芝生・地表面	芝生・高さ1m	芝のホットスポット
霞ヶ浦聾学校	0.54 $\mu$ Sv/h	0.42 $\mu$ Sv/h	1.55 $\mu$ Sv/h
土浦養護学校	0.40 $\mu$ Sv/h	0.37 $\mu$ Sv/h	1.02 $\mu$ Sv/h
美浦養護学校	0.40 $\mu$ Sv/h	0.34 $\mu$ Sv/h	0.53 $\mu$ Sv/h
伊奈養護学校	0.50 $\mu$ Sv/h	0.28 $\mu$ Sv/h	1.52 $\mu$ Sv/h



例：美浦養護学校 芝生面積 2,500 $\text{m}^2$  概算見積額 ¥7,500,000.